

議案第 5 号

野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例に係る意見聴
取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
29条の規定により市長から意見を求められた野田市生涯学習センターの設置
及び管理に関する条例について、異議のない旨回答する。

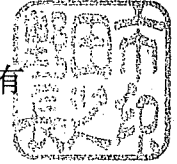
令和元年5月29日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野 総 総 第 3 6 号
令和元年5月24日

野田市教育委員会 様

野田市長 鈴木 有



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第29条の規定に基づき、下記のとおり野田市教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の制定について

2 提案議会

令和元年6月市議会定例会

3 回答期限

令和元年5月30日（木）正午まで

4 回答先

野田市総務部総務課庶務係（内線2984）



野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、野田市生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、野田市中野台168番地の1とする。

(開館時間等)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に係る情報の提供に関すること。
- (2) 生涯学習に係る場所の提供に関すること。
- (3) 生涯学習に係る講座、講演会等の実施に関すること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者の業務)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が定める業務

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可に係る事項を変更しようとするときも同様

とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合には、センターの管理上必要な条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) センターの設置の目的に反すると認めるとき。
 - (3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。
- 4 小ホールは、同一の者が引き続き5日を超え、又は定期的に曜日及び日時を指定して利用することができない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(利用料金等)

第7条 前条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第9条 既に支払った利用料金（小ホール及びその設備の利用に係るものを除く。）は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 2 既に支払った小ホール及びその設備の利用に係る利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、転貸し、又はその利用の権利を譲渡してはならない。

(特別の設備等の制限)

第11条 利用者は、センターを利用するに当たって既設の設備を移動し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

2 前項の措置により利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は利用の許可の取消しを受けたときも同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(賠償の義務)

第14条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は指定管理者が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(広告、販売行為等の禁止)

第15条 センターにおいて、広告の掲示、物品の販売その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限

りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の野田市公民館使用料条例（昭和32年野田市条例第18号）第10条の規定により読み替えて適用する第2条第1項の規定によりこの条例の施行の日以後の利用に係る野田市野田公民館の利用の許可を受けた者であつて同条例第5条第1項に規定する利用料金を指定管理者に支払ったもの及び附則第6項の規定による改正前の野田市コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例（昭和63年野田市条例第21号）第9条第1項の規定によりこの条例の施行の日以後の利用に係る野田市中央コミュニティ会館の利用の許可を受けた者であつて同条例第15条第1項に規定する利用料金を指定管理者に支払ったものは、この条例の施行の日以後は、第6条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けた者であつて第7条第1項に規定する利用料金を指定管理者に支払ったものとみなす。

(野田市公民館使用料条例の一部改正)

3 野田市公民館使用料条例の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条を第6条とする。

第10条を削り、第11条を第7条とする。

(野田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別表野田市野田公民館の項を削る。

(野田市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第4号。以下「公民館条例」という。）第2条に規定する野田市野田公民館」を「野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（令和元年野田市条例第 号）第1条に規定する野田市生涯学習センター」に、「野田公民館小ホール」を「生涯学習センター小ホール」に改める。

第20条中「公民館条例第2条に規定する野田市中央公民館、野田公民館小ホール」を「野田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第4号）第2条に規定する野田市中央公民館、生涯学習センター小ホール」に改める。

（野田市コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 6 野田市コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市中央コミュニティ会館の項を削る。

別表（第7条第3項）

1 小ホール以外の施設

時間区分 利用区分	午前9時から午後5時まで で1時間につき	午後5時から午後9時まで で1時間につき
集会室一室につき	130円	220円
和室一室につき	220円	330円
研修室	120円	170円
幼児室	70円	100円
調理実習室	180円	280円
多目的スタジオ	130円	200円
リフレッシュルーム	月額登録料 1人につき 1,420円	
情報活用コーナー	無料	

備考

- 1 市内に住所を有しない者に係る利用料金の額は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 営利を目的とする利用に係る利用料金の額は、調理実習室及び多目的スタジオについてはこの表に定める額の3倍とし、情報活用コーナーについてはパソコン1台につき320円とする。ただし、この場合におけるパソコンの利用時間は、2時間以内とする。

2 小ホール

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
小ホール（ 控室を除く。以下この表におい	7,520円	12,540円	15,060円	31,360円

て同じ。) (平日)				
小ホール (休日)	9,400円	15,680円	18,810円	39,210円
控室(1)	300円	620円	620円	1,560円
控室(2)	300円	620円	620円	1,560円
控室(3)	190円	410円	410円	1,030円

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 利用料金は、午前、午後、夜間及び全日の時間区分とする。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間を通じて利用することができる。
- 3 午前又は午後の利用については、特に支障がない場合に限り、1時間を限度として利用する時間を延長することができる。この場合における延長に係る利用料金の額は、延長に係る時間区分の0.3倍の額とする。
- 4 小ホールの利用料金には、ボーダーライト1列の利用料金を含むものとする。
- 5 舞台設営及びリハーサルのために小ホールの舞台を前日に利用する場合の利用料金の額は、当該利用に係る時間区分の0.5倍の額とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、前日以外の日に利用することができる。
- 6 入場料その他これらに類する料金を徴収する利用に係る利用料金の額は、当該時間区分の3倍（市内に住所を有しない者については5倍）の額とする。
- 7 市内に住所を有しない者（前項に規定する利用に該当する者を除く。）に係る利用料金の額は、この表に定める額の2倍の額とする。

3 小ホールの設備

区分	器具名	単位	利用料金1回	備考
----	-----	----	--------	----

			につき	
舞台 設備	所作台	一式	4, 400円	
	平台	1枚	340円	
	松羽目	1枚	1, 250円	
	長座布団	1枚	130円	
	緋毛せん	1枚	190円	
	大太鼓	1基	620円	
	屏風	1双	1, 050円	
	指揮者台	1台	410円	
	譜面台	1台	130円	
	演台	一式	620円	
	黒板	1台	130円	
	人形立	1本	130円	
	上敷	1枚	190円	
	音響反射板	一式	2, 640円	
	ピアノ	1台	3, 350円	
	ロンリユーム	1面	2, 640円	
	ピアノ調律料		実費	
	受付用テーブル	1台	130円	
	折りたたみテーブル	1台	130円	
	折りたたみ椅子	1脚	60円	
	スクリーン	1面	880円	
	指揮者譜面台	1台	410円	
	司会者用演台	1台	250円	
	姿見	1台	270円	
	箱足	1個	30円	
	開閉馬足	1足	30円	
	吊看板	1面	220円	
引枠	1台	410円		

	地がすり	1枚	990円	
	高座用座布団	1枚	130円	
	暗転幕	1枚	880円	
	ジョーゼット	1面	880円	
	映写機	一式	3,660円	
	プロジェクター	一式	1,830円	
照明 設備	Aセット	一式	4,080円	ボーダーライト、シーリングライト及びフロントサイドライトを含む。
	フットライト	1本	440円	
	ローアーホリゾンライト	1列	1,320円	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,320円	
	ボーダーライト	1列	660円	
	スポットライト1キロワット	1台	410円	
	スポットライト500ワット	1台	190円	
	ピンスポットライト	1台	1,100円	
	持込器具1キロワット		190円	
	カラーフィルター		実費	
	エフェクトマシン	1台	410円	
	先玉	1個	130円	
	種板	1枚	130円	
	スタンド	1台	190円	
	オーロラマシーン	1台	710円	
	ダブルマシーン	1台	710円	
	ミラーボール	1個	410円	
	波マシーン	1台	710円	

	炎マシーン	1台	710円	
	調光操作卓	1台	1,100円	
	シーリングライト	一式	2,640円	
	フロントサイドライト	一式	1,150円	
	ストロボスコープ	一式	1,210円	
	パーライト0.5キロワット	1台	280円	
	天井反射板ライト	一式	2,200円	
音響 設備	拡声装置	一式	2,400円	ステージスピー ーカー及びは ね返りスピー ーカー2台を含 む。
	オープンテープレコーダー	1台	1,050円	
	レコードプレーヤー	1台	1,050円	
	ワイヤレスマイクロホン	1チャ ンネル	1,760円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,100円	
	ダイナミックマイクロホン	1本	620円	
	三点吊マイクロホン装置	1基	810円	
	マイクロホンスタンド	1本	190円	
	可搬型ミキサー	1台	1,100円	
	ワイヤレスマイク電池	1本	実費	
	残響付加装置	1台	1,050円	
	はね返りスピーカー	1台	540円	
	カセットテープレコーダー	1台	1,050円	
	CDプレーヤー	1台	1,050円	
	MDレコーダー	1台	1,050円	

参考資料

野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例附則第4項から第7項までの規定による関係条例の一部改正案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市公民館使用料条例(昭和32年野田市条例第18号)(附則第4項関係)

改 正 案	現 行
(削る。)	<p style="text-align: center;">(利用料金等)</p> <p><u>第5条 野田市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第4号。以下第10条において「公民館設置条例」という。)</u>第3条の規定により野田市野田公民館の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合において、当該施設の利用の許可を受けた者は、直ちに施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、教育委員会規則で定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を告示するものとする。</u></p>
(削る。)	<p style="text-align: center;">(利用料金の減免)</p> <p><u>第6条 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。</u></p>
(削る。)	<p style="text-align: center;">(利用料金の還付)</p> <p><u>第7条 既に支払った利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p>
第5条・第6条 (略)	<p>第8条・第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が管理する場合の読替規定)</p>
(削る。)	<p><u>第10条 公民館設置条例第3条の規定により野田市野田公民館の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第2条及び第2条の2中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び前条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p>
第7条 (略)	<p>第11条 (略)</p>

○ 野田市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第4号)(附則第5項関係)

改 正 案	現 行
(削る。)	<p style="text-align: center;">(指定管理者の業務)</p> <p><u>第3条 次に掲げる野田市野田公民館の管理に</u></p>

<p>第3条 (略)</p> <p>別表(第2条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市中央公民館</td> <td>野田市鶴奉5番地の1</td> </tr> <tr> <td>野田市東部公民館</td> <td>野田市鶴奉174番地の4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	野田市中央公民館	野田市鶴奉5番地の1	野田市東部公民館	野田市鶴奉174番地の4	(略)		<p>関する業務は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>公民館の利用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が定める業務</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>別表(第2条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市中央公民館</td> <td>野田市鶴奉5番地の1</td> </tr> <tr> <td>野田市野田公民館</td> <td>野田市中野台168番地の1</td> </tr> <tr> <td>野田市東部公民館</td> <td>野田市鶴奉174番地の4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	野田市中央公民館	野田市鶴奉5番地の1	野田市野田公民館	野田市中野台168番地の1	野田市東部公民館	野田市鶴奉174番地の4	(略)	
名称	位置																		
野田市中央公民館	野田市鶴奉5番地の1																		
野田市東部公民館	野田市鶴奉174番地の4																		
(略)																			
名称	位置																		
野田市中央公民館	野田市鶴奉5番地の1																		
野田市野田公民館	野田市中野台168番地の1																		
野田市東部公民館	野田市鶴奉174番地の4																		
(略)																			

○ 野田市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第36号)(附則第6項関係)

改 正 案	現 行
<p>(運営審議会)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>4 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、審議会に対し、<u>会館と野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(令和元年野田市条例第 号)第2条に規定する野田市生涯学習センターの小ホール(控室を含む。以下「生涯学習センター小ホール」という。)</u>との一体的運営に関する事項について意見を求めることができる。</p> <p>(会館と関連施設の管理及び運営との調整)</p> <p>第20条 教育委員会は、会館の管理及び運営に当たっては、<u>野田市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第4号)第2条に規定する野田市中央公民館、生涯学習センター小ホール及び勤労青少年ホームの管理及び運営を勘案し、円滑かつ総合的な運用に努めなければならない。</u></p>	<p>(運営審議会)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>4 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、審議会に対し、<u>会館と野田市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第4号。以下「公民館条例」という。)</u>第2条に規定する野田市野田公民館の小ホール(控室を含む。以下「野田公民館小ホール」という。)との一体的運営に関する事項について意見を求めることができる。</p> <p>(会館と関連施設の管理及び運営との調整)</p> <p>第20条 教育委員会は、会館の管理及び運営に当たっては、<u>公民館条例第2条に規定する野田市中央公民館、野田公民館小ホール及び勤労青少年ホームの管理及び運営を勘案し、円滑かつ総合的な運用に努めなければならない。</u></p>

○ 野田市コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例(昭和63年野田市条例第21号)(附則第7項関係)

改 正 案	現 行
-------	-----

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
野田市北コミュニティ会館	野田市春日町 16 番地の 1
野田市関宿コミュニティ会館	野田市東宝珠花 237 番地 1

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
野田市北コミュニティ会館	野田市春日町 16 番地の 1
野田市中央コミュニティ会館	野田市中野台 168 番地の 1
野田市関宿コミュニティ会館	野田市東宝珠花 237 番地 1

提案理由

野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたことによるものである。